

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月11日（水）午前10時から

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県自治会館別館9階 901会議室

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識

(4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ しみ抜き方法

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

令和5年8月21日（月）から9月11日（月）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月11日（月）の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先等

ア 提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送による場合は、次号4(3)エ「受験資格を有する者であることを証する書類及び添付書類」について、原本を提出する場合のみ可能とし、書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したものの）1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄（謄）本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

また、海外の学校を卒業している場合は、地方厚生局長の認定を要する。

(4) 受験手数料

8,600円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。ただし、地域振興局健康福祉（環境）部へ受験願書を持参する場合はクレジットカード等で納めることができる。

5 合格発表

令和5年11月10日（金）午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉（環境）部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。